

旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金

除雪機械と排雪ダンプの運転免許取得をサポート！

運転免許を取得をするための費用として補助金を交付しています。
令和6年4月9日から、先着順で交付申請を受け付けます。



旭川市キャラクター

ゆまぎりん

市道の除雪の担い手育成のため、
運転免許取得者1人当たり以下の金額を限度額とし交付します。

大型自動車免許	10万円
大型特殊自動車免許	6万円
車両系建設機械運転技能講習	2万円

旭川市シンボルキャラクター

あさっぴー

【対象となる免許・技能講習】

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第84条第3項に規定する

大型自動車免許

大型特殊自動車免許

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)別表第18の31に規定する

車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習



※条件等の詳細な要件は、「旭川市除雪機械等運転免許取得支援事業補助金交付要綱」等を確認して下さい。

【対象者(補助事業者)】

①, ②のいずれかに該当し, かつ, ③, ④のいずれかに該当する方

- ① 補助金の交付を申請しようとする年度(以下「令和6年度」という。)における旭川市建設工事等競争入札参加資格又は旭川市物品購入等競争入札参加資格を有する方
- ② ①以外の方にあつては, 市税の滞納がない方
- ③ 令和6年度又は令和5年度に除雪関係業務を受託した方(共同企業体の場合は, その代表者又は構成員)
- ④ 令和6年度又は令和5年度に③の方と契約を締結することにより除雪関係業務の一部を受託した方(大型自動車免許の取得について補助金の交付を受けようとする場合においては, 除雪関係業務のうち排雪業務を受託した方に限ります。)

【対象となる経費】

①、②のいずれかの費用で、補助率はその**費用の2分の1以内(限度額有り)**が補助金額となります。

- ① 補助事業者が支払う自動車教習所が行う教習(以下「教習」という。)及び登録教習機関が行う技能講習の受講(以下「受講」という。)に要する費用
- ② 補助事業者が教習及び受講に要する費用として運転免許取得者に支給する費用

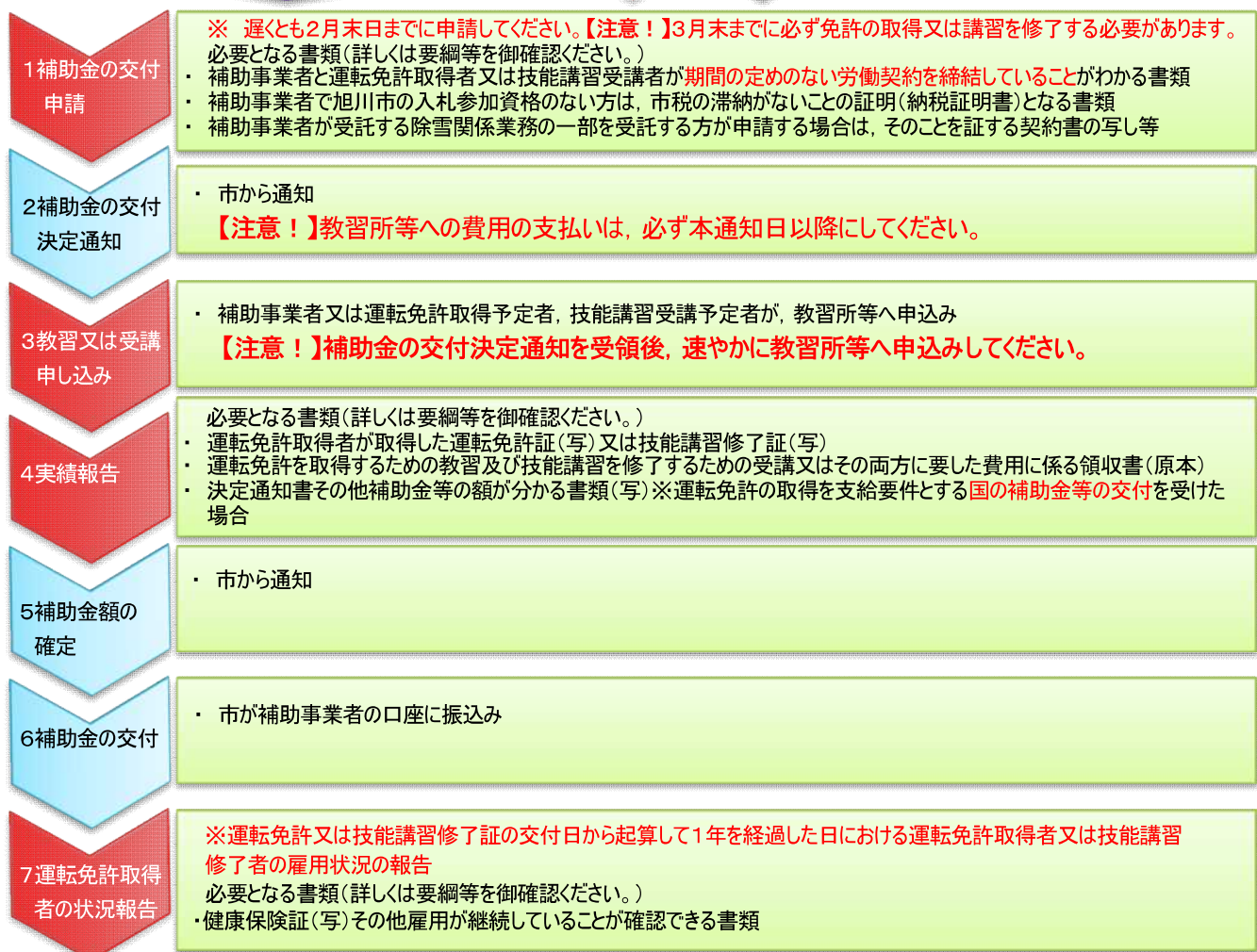
【注意】 次の場合、**補助金の返還を求め**ることがあります。

- ① 令和5年度に除雪関係業務を受託したことで交付申請している方が、令和6年度における除雪関係業務に係る**いずれの入札にも参加しなかったとき。**
- ② 当該補助金の補助対象であった運転免許取得者が、**運転免許又は技能講習修了証の交付日から起算して1年以内に離職したとき。**

《補助金の基本的な流れ》

補助事業者

市



※申請書類等は HP を参照してください。

市税に関する証明書が必要な方は、総合庁舎3階税務部税制課諸税係又は各支所の窓口で発行しています。

申請窓口及びお問合せ先

旭川市土木部雪対策課 (旭川市役所第三庁舎2階) ☎0166-25-6225

補助金についての旭川市ホームページ URL <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d066834.html>